

羽生市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における特殊詐欺による被害を未然に防ぐため、特殊詐欺対策電話機等を購入し、及び設置する者に対し予算の範囲内において特殊詐欺対策電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特殊詐欺対策電話機等」とは、次の各号のいずれかの機能を有する固定電話機又は固定電話機に接続して使用する機器をいう。

- (1) 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話の内容を録音する機能
- (2) 迷惑電話番号データベース（警察、自治体等から提供された迷惑電話番号のデータベースであって、着信拒否を判別するための電話番号情報が逐次蓄積されるものをいう。）に登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動で判別し、ランプ等で警告を表示して着信を拒否する機能

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、特殊詐欺対策電話機等を購入し、及び自ら居住する住宅に設置する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であって、満65歳以上のもの又はその者と同一の世帯に属する者であること。
 - (2) 本人及び本人と同一世帯に属する者が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
 - (3) 市税を滞納していないこと。
 - (4) 本人及び本人と同一世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

(対象となる特殊詐欺対策電話機等)

第4条 補助金の交付の対象となる特殊詐欺対策電話機等は、次のいずれかに該当する特殊詐欺対策電話機等で、新品であるものとする。

- (1) 公益財団法人全国防犯協会連合会が優良防犯電話として推奨するもの
- (2) その他市長が認めるもの

2 補助金の交付の対象となる特殊詐欺対策電話機等の台数は、補助対象者の属する世帯につき1台限りとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」とい

う。)は、特殊詐欺対策電話機等の購入に要する経費とする。ただし、次に掲げる費用等については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 特殊詐欺対策電話機等の搬送又は設置に要する費用
 - (2) 特殊詐欺対策電話機等の保証に要する費用
 - (3) ポイント等利用分
 - (4) 消費税及び地方消費税
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1万円を限度とする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、羽生市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 購入する特殊詐欺対策電話機等の見積書の写し(品名、品番等が記載されているもの)
- (2) 購入する特殊詐欺対策電話機等の第2条に掲げる機能が確認できる書類
- (3) 補助金交付に関する誓約書(様式第2号)
- (4) 申請者の運転免許証、マイナンバーカード等の本人確認書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、令和8年4月30日とする。

3 市長は、前項に規定する日が終了した時点で、同日までの申請額の合計が予算の上限に達しないときは、同日後も第1項の規定による申請を受けることができる。

4 申請者は、次条の規定による補助金の交付の決定が行われるまでは、特殊詐欺対策電話機等の購入をしてはならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条第2項に規定する期日までに申請をした者の中から補助金を交付する者を決定するものとする。

2 前項の場合において、当該期日までの申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、市長は、抽選により補助金を交付する者を決定するものとする。

3 市長は、前条第3項の規定により申請を受けたときは、市長が別に定める方法により交付の可否を決定するものとする。

4 市長は、前3項の規定により交付の可否を決定したときは、羽生市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更又は中止)

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該決定に係る購入計画の内容を変更し、又は当該計画を中止しようとするときは、速やかに羽生市特殊詐欺対策電話機等購入計画変更等承認申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、前条の規定により通知した交付決定額の増額を要することとなる計画の内容の変更については、申請することができないものとする。

(変更又は中止の承認)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更又は中止を承認するか否かを決定し、羽生市特殊詐欺対策電話機等購入計画変更等(承認・不承認)通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更を承認するときは、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、及び条件を付することができる。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに、羽生市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 特殊詐欺対策電話機等の購入に係る領収書の写し(品名、品番等が記載されているもの。)

(2) 前号に掲げもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による提出があったときは、速やかにその内容を審査し、羽生市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定により通知する補助金の交付確定額は、第8条の規定により通知した交付決定額以下の額とする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、羽生市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 第7条第1項第3号に規定する誓約書に違反したとき。

(2) 特殊詐欺対策電話機等の購入を中止したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が適当でないと思えたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しがあったときは、羽生市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年3月1日から施行する。